

令和8年度（2026年度）

認定こども園の入園について

【保育を必要としない子ども用（1号）用】



《こども園・保育園の利用に関するお問合せ先》

朝来市こどもみらい部 こども園課

〒669-5292 朝来市和田山町東谷213番地1

電話 079-672-4933 / FAX 079-672-4934

《市内施設一覧表（令和8年4月1日予定）》

※全ての施設が認可施設です。

公私	区分	施設名	定員	住所	電話番号
公立	認定こども園	生野こども園	70	生野町口銀谷 546 番地	079-679-3602
		系井こども園	75	和田山町寺内 565 番地 1	079-675-2644
		大蔵こども園	75	和田山町宮田 196 番地	079-673-2281
		東河こども園	55	和田山町中 380 番地	079-672-3257
		竹田こども園	70	和田山町竹田 592 番地 1	079-674-0014
		中川こども園	65	桑市 99 番地	079-678-0077
		山口こども園	80	羽湊 538 番地	079-677-0140
私立	認定こども園	ひまわりこども園	80	和田山町和田山 372 番地 1	079-672-5184
		枚田みのり保育園	100	和田山町枚田 1622 番地	079-672-5504
		やなせこども園	96	山東町矢名瀬町 772 番地	079-676-2344
		照福こども園	95	山東町溝黒 123 番地 1	079-676-2347

※1号認定児の受け入れ可能施設のみ記載しております。

令和7年度クラス年齢区分について

認定こども園・保育園のクラス区分は、令和8年4月1日現在の年齢で決定されます。

クラス区分	該当となる生年月日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日

職員の配置基準について

認定こども園・保育園などの児童福祉施設において、子どもを受け入れる際、保育士の配置基準が「児童福祉施設最低基準」によって決まっています。各施設の定員に満たない場合でも、職員の確保ができない場合は、園児を受け入れることはできませんので、ご了承ください。各年齢別の保育士配置基準は右図の通りです。

クラス区分	職員配置基準
5歳児	園児25人：職員1人
4歳児	
3歳児	園児15人：職員1人

令和8年度（2026年度）入園のご案内 認定こども園（1号認定子ども）の入園者向け

認定について

『子ども・子育て支援新制度』では、お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合、認定こども園を利用する教育・保育の必要性に応じて『支給認定』を受けることが必要となりました。支給認定申請書と入園申込書を兼ねた「教育・保育給付認定（現況）申請書兼入園申込書」を提出していただくことにより、支給認定（現況）申請と入園申込みを同時に行います。

認定区分について

認定区分により、利用可能な施設と時間が異なります。（下表参照）

満3歳の誕生日を迎えると自動的に3号から2号へ認定区分が変更となります。

ただし、クラス年齢は4月1日現在の満年齢のとなります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	認定こども園（教育） (基本 8:00～14:00)
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり	満3歳以上で保護者の就労や 疾病などにより、 <u>保育を必要</u> とする子ども	保育園 認定こども園（保育）
3号認定 (保育認定)	0～2歳		満3歳未満で保護者の就労や 疾病などにより、 <u>保育を必要</u> とする子ども	保育園 認定こども園（保育）

※表中の利用できる基本時間は公立施設の場合であり、私立施設では異なることがあります。

※認定こども園の基本時間外の利用については、預かり保育の対象となり別途料金が発生します。

<入園後変更が生じた場合>

- 支給認定証の認定事項に変更が生じた場合、認定変更申請書等の提出が必要となります。下表の通り変更内容に合わせて各種書類の提出をお願いします。
- 認定事項の内容に変更があったにもかかわらず、各種書類の提出がない場合は、退園していただく場合もありますのでご注意ください。

変更内容	必要書類	
認定区分（1⇔2号）の変更	(2号→1号)認定申請書	
	(1号→2号)認定申請書	保育を必要とする証明
婚姻・離婚等で世帯構成の変更	認定申請書	保育を必要とする証明（変更者のみ）
所得(市町村民税額)が変更した場合		こども園課へ連絡願います。
退園する場合	退園届	

※すべての書類は各施設に用意してあります。

- 認定区分の変更は、新規入園児と同じ扱いとなるため、年度途中で認定区分の変更をされる際、全ての書類を揃えていただく必要があります。
- 各種変更の締め切りは変更希望月の前月25日にこども園課必着が原則です。利用中の園に必要書類を提出してください。締切に間に合わない場合は翌々月からの変更となります。
- 変更があった際は、変更後に支給認定証を発行しますので、変更申請書等を提出する際に、お手元の支給認定証の返却をお願いします。

施設の利用申込みについて

(1) 受付期間

入園希望月	申込期間
① 令和8年4月～	・令和7年11月1日(土)～11月29日(土)
② 令和8年5月以降～	・令和7年11月1日(土)～11月29日(土) ・申込が12月以降になる方は、入園希望月の前月15日までにこども園課へ届くよう、希望する各施設に直接提出してください。(15日が土日祝の場合は、その直前の平日まで)

※①令和8年4月～入園についての選考結果は令和8年1月下旬以降に通知します。

②令和8年5月以降～入園については前月**中旬以降**に通知します。

(2) 申込窓口

申込みに必要な書類を各こども園・保育園・こども園課・朝来市HPより入手いただき、下記の申込窓口へご提出ください。

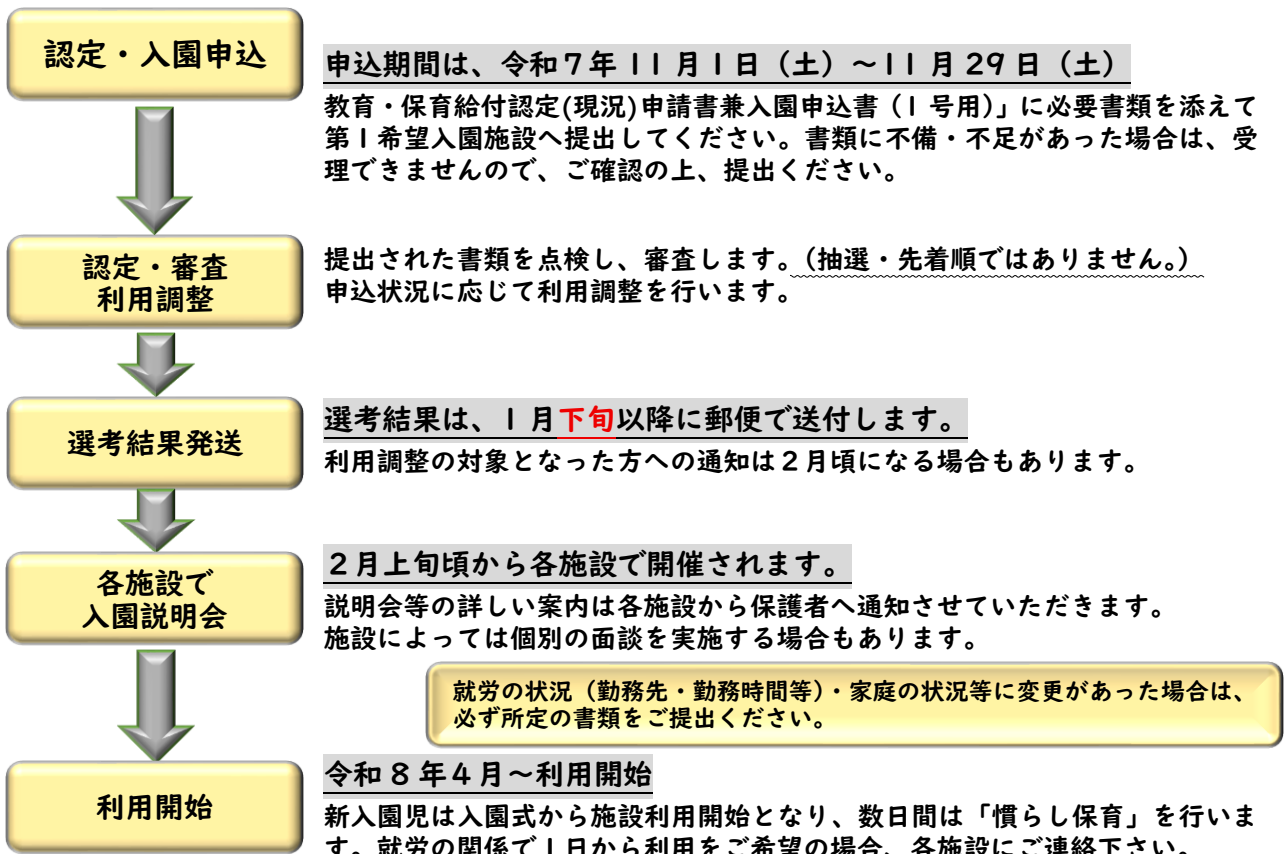
施設所在地	申込窓口
市内のこども園・保育園	入園を希望する各園
市外のこども園・保育園	朝来市こども園課(本庁4階)

- 朝来市外の施設への入園を申込みされる方については、朝来市在住者のため、支給認定・申込は朝来市で受けていただきます。必要書類をこども園課にご提出ください。
- 里帰り出産等により市外の保育施設への入園を希望される場合も、同様の手続きが必要です。(重複して施設に在籍することはできないため、市内の施設をいったん退園していただく必要があります。ただし、再度入園できる保証はできません。)

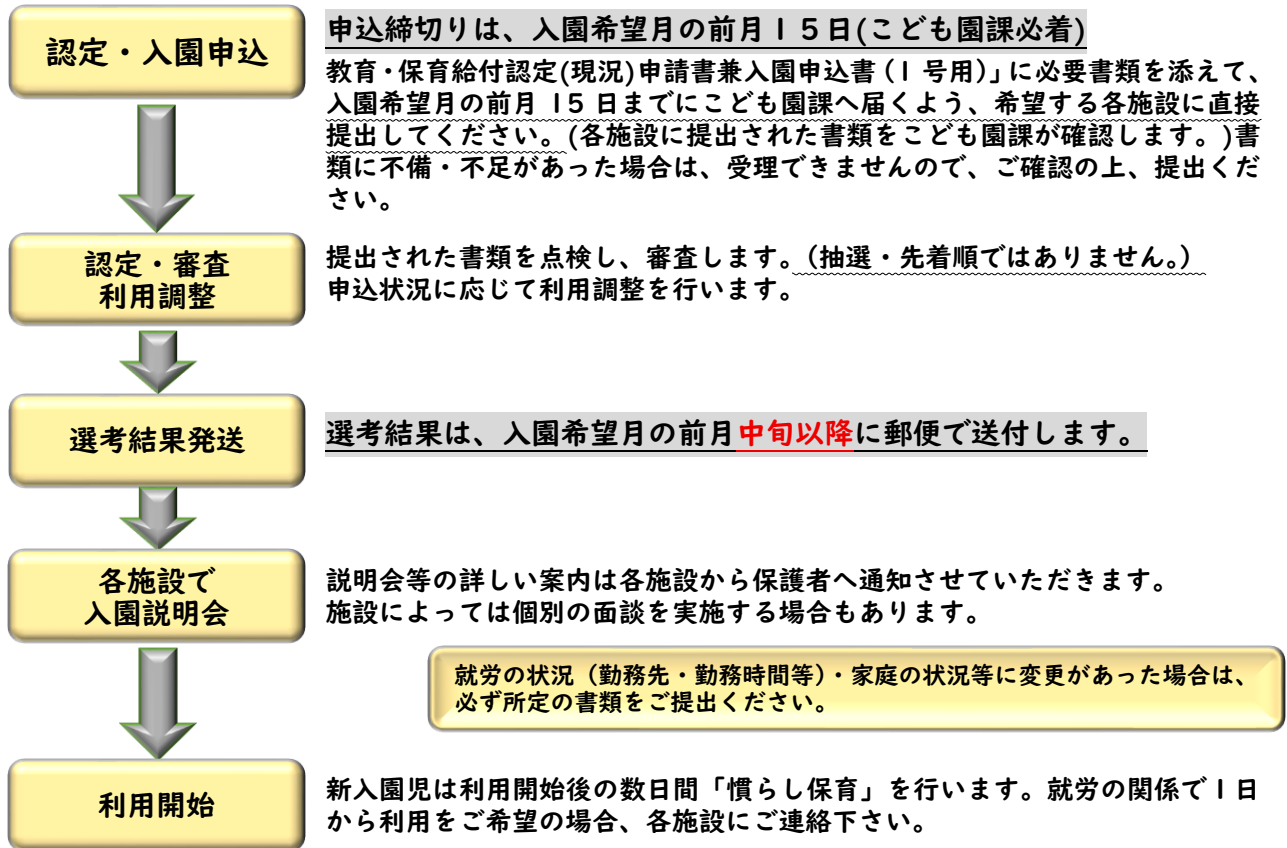
(3) 入園までのスケジュール(予定)

4月入園と、5月以降の入園でスケジュールが異なります。

《令和8年4月入園の場合》



《令和 8 年 5 月以降～入園の場合》



(4) 利用申込みの対象者

利用申込みできる方は、朝来市に住民票のある方で、令和 8 年 4 月 1 日時点で満 3 歳に到達しているお子さんです。

(5) 入園希望施設・利用調整について

入園を希望される施設を第 1 希望から第 3 希望まで理由とともに必ずご記入ください。入園希望者が施設の定員を上回る場合や職員の配置状況によっては、利用調整により人数の調整を行います。提出書類については、記入事項に漏れがないよう明確にご記入願います。第 2・第 3 希望が未記入の場合は、第 1 希望が入れなかった時点で調整は終了となります。

<注意事項>

- 支給認定・入園決定については、抽選・先着順ではありません。申込期間中に提出いただいた申請書をもとに、一人ひとり審査・認定します。特に、4 月入園を希望される方につきましては、審査に時間を要しますので、提出期日厳守で申請書をご提出ください。
- 4 月入園希望の方で、申込期間を過ぎての提出となった場合(特別な理由の場合は除く)、ご希望の施設への入園ができない場合がありますので、ご了承下さい。
- 年度当初に途中入園を希望し、申込書類を提出されている方で、家庭の都合で入園を取りやめされる場合はできるだけ早めに入園希望先または、こども園課まで連絡をお願いします。
- 各提出期限に遅れた場合は(特別な理由の場合は除く)、翌月からの入園・変更はできかねますので、提出期限を守って書類の提出をお願いします。

(6) 提出書類

Aについては、全員提出が必要、B～Dについては、該当者のみ書類を提出してください。(継続利用児は現況届になります。) 継続児で転園を希望する場合は転園希望先施設へ書類を提出してください。

提出書類	
A	教育・保育給付認定(現況)申請書兼入園申込書(1号認定用)
B	入園児調書(提出依頼のあった園のみ)
C	令和7年度市民税課税証明書(令和7年1月1日に朝来市に住民登録がなかった場合) ※令和7年度在園児は提出の必要はありません
D	令和8年度市民税課税証明書(令和8年1月1日に朝来市に住民登録がなかった場合) ※令和8年度分は6月以降にご提出ください。

朝来市内在住で市外の施設を申込する場合(管外委託・転出予定)

～申込みの流れ～

①事前準備	入園を希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課に申込みの締切日・必要書類等をご確認ください。 (※各市区町村により異なる場合があります。)
②申込書提出先	朝来市こども園課
③提出締切り	①で確認した締切日の7日前 (書類を転送する期間が必要となるため、申込締切日に間に合うよう余裕をもってご提出ください。)
③入所選考する市町	委託先市区町村 朝来市こども園課の担当から希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課へ委託申込み後、選考が行われます。
④保護者通知	朝来市から保護者通知
その他 (転出予定の場合)	朝来市から転出予定の方は、転出手続きを済ませた後、転出先の入所担当窓口で、改めて入所申込を行ってください。 (申込みがない場合、入所取消となる場合があります)

(7) 朝来市外在住で市内の施設を申込する場合(管外受託・転入予定)

～申込みの流れ～

①事前準備	朝来市へ転入する旨を現住所地の市区町村の担当課へ伝え、必要書類を作成してください。 (※提出書類は各市区町村により異なる場合があります。)
②申込書提出先	住民票のある市区町村の保育施設入所担当課 ※転入の場合のみ朝来市こども園課
③提出締切り	書類を転送する期間が必要となるため、朝来市の申込締切日に間に合うよう余裕をもってご提出ください。
③入所選考する市町	朝来市 朝来市こども園課で入所選考を行った後、住民票のある市区町村の保育施設入所担当へ選考結果を通知します
④保護者通知	住民票のある市区町村の保育施設入所担当から保護者へ通知 ※転入の場合のみ朝来市こども園課
その他 (転入予定の場合)	朝来市へ転入予定の方は、転入手続きを済ませた後、朝来市こども園課へ必ず転入した旨を報告願います。 (連絡がない場合、入所取消となる場合があります)

※保育料の算定には市民税課税状況を把握する必要があります。朝来市で入所申込書を提出する際には必ず、父・母両方の「市民税課税証明書」の提出をお願いします。

居住先を証明する書類の有無により、申込方法が異なります。申し込み方法は以下のとおりです。

証明の有無	朝来市内の居住予定を証明する書類がある場合(保護者名義の賃貸・売買契約書等)	朝来市内の居住予定を証明する書類がない場合
申込先	朝来市	現在の住所地
提出書類	朝来市の申込様式にて必要書類を作成し、居住予定地の分かる証明書(写)必ず提出してください。	住民票がある市区町村での申込みと同様の書類を提出してください。
決定の連絡	朝来市より保護者へ通知します	現在のお住いの市区町村より通知します
その他	入園日の前日までに必ず転入手続きを済ませてください。	朝来市への転入後、改めて朝来市で申込をしていただきます。

給食費の負担について

公立こども園：令和8年4月から完全無償化となっております。

私立こども園・保育園：①給食費の金額及び納入方法については、各私立こども園・保育園へお問い合わせください。

②公立こども園の副食費相当額を私立こども園・保育園へ補助します。

給食について(食物アレルギー対応)

保育施設の給食は、栄養バランスのとれた食事を提供し、成長したときに健康的な食生活ができるよう「給食を食べる」という体験を通して、望ましい食習慣が身に付くことを目的に実施しています。

- 食物アレルギーをお持ちのお子さんへは検査結果や医師からの具体的な指示書に基づき、食物アレルギー対応(除去食等)を行います。しかしながら、アレルギーの症状によっては、施設の人員体制・設備等事情により、対応が困難な場合、お弁当の持参となる場合もありますので、ご了承ください。
- 食物アレルギーの疑いのある場合は、給食提供開始前に医師の受診・IgE抗体検査等を行っていただき、必要に応じて面談を実施する場合があります。食物アレルギー対応指示書は、基本6か月ごとに提出が必要です。また、状況が変わった場合もその都度アレルギー対応指示書等の書類の提出が必要となりますのでご協力願います。

慣らし保育について

はじめて保育施設を利用するお子さんにとって、保護者と離れての集団生活は、家庭とは大きく環境が変わることから大きな負担となります。そのため、園での生活に無理なく慣れることを目的として「慣らし保育」を行なっています。

入園直後の園での生活を2～3時間という短時間から始めて、各施設と保護者で相談の上、徐々に保護者の就労などの時間にあわせた保育時間まで延ばします。慣らし保育の期間は、お子さんの年齢や様子によって異なりますが、お子さんにとって大切なものですのでご協力ください。

預かり保育について

保護者の方の家庭の事情や仕事の都合などで基本教育時間終了後(午後2時～午後6時まで)施設において預かりを希望する場合は、預かり保育を行います。

希望される方は、各こども園へ直接お問合せの上、必要書類を各施設へ提出してください。

◆預かり時間と料金(公立こども園の金額です)※私立こども園は直接お問い合わせください。

曜日	時間	料金(1回あたり)
月曜日～金曜日	午後2時～午後6時まで	400円
土曜日及び長期休業日	午前8時～午後1時まで	500円
	午後1時～午後6時まで	500円
	午前8時～午後6時まで	1,000円

※預かり保育については、「保育の必要性」の認定を受けた子どもに限り月額11,300円まで無償化となります。(保育の必要性の認定を受けていただくことが必須です。)

無償化の適用を受けるには、利用前に保育の必要性の認定を受けていることが必要ですが、本来、保育の必要性のある子ども2号認定(保育認定児)として支給認定を受けたにもかかわらず、保育施設が空いておらず、幼稚園を使用している子どもなどが該当となるため、朝来市においては、保育の必要性のある子どもは2号認定(保育認定児)として支給認定しているため、該当はありません。

障害児の受け入れについて

【公立こども園】・・・全ての施設で実施しています。入園申込みの際に、必要書類(手帳・診断書の写し)を添付の上、提出ください。

【私立こども園】・・・各施設へ直接お問い合わせください。

病児保育について

【病児保育】・・・お子様が風邪やおたふく風邪などの感染症、骨折などの外傷の際、やむを得ない事情により家庭で保育できない場合、病児保育施設でお子さんをお預かします。

実施場所	クリニックよしだ 虹色保育室 (TEL: 079-670-1200)
対象者	朝来市内に住所を有し、利用年度の4月1日時点において保育園・認定こども園・小学校に通う、満1歳から小学校6年生までの園児および児童。
利用料	1,500円/日 (半日750円)
その他	一日利用の場合はお弁当持参が必要です。 その他の持ち物等は直接お問い合わせください。

その他子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度についての詳しい内容については、下記のHPをご覧ください。

子ども・子育て支援新制度に関して すくすくジャパン!
○こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido>